

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

社会福祉法人 清泉会 特別養護老人ホーム アネシス

1. 総則・基本方針

【目的】

施設内における感染症または食中毒の発生・まん延を防止するための体制を整備し、ご利用者、ご家族、および職員の安全確保を図ることを目的とする。

【基本方針】

当施設は、抵抗力が弱いご利用者が集団で生活する場であり、感染が広がりやすい環境にあるため、施設全体で予防体制を整備し、日頃から対策を実施するとともに、発生時にはまん延防止に組織的に取り組むこととする。

2. 感染対策の体制

(1) 感染対策委員会の設置と役割

ア) 感染症および食中毒の予防・まん延防止のための対策を検討するために委員会を設置する。

- | | |
|-----------|--|
| ① 開催頻度 | 3 か月に 1 回以上定期的に開催 その他必要に応じて随時開催 |
| ② 感染対策担当者 | 看護主任 |
| ③ 主な構成員 | 施設長、事務長、看護主任、介護主任、生活相談員、介護支援専門員、管理栄養士、嘱託医（出席できない場合は意見聴取） |

イ) 委員会の主な役割

- ・ 感染症予防対策および発生時の対応の立案。
- ・ 各指針・マニュアル等の作成。
- ・ 利用者・職員の健康状態の把握、新規利用者の感染症既往歴の把握と対策。
- ・ 委託業者（調理等）への指針の周知徹底。
- ・ 施設内連絡体制および行政機関・関係機関への連絡体制の整備。
- ・ 各部署での感染症対策実施状況の把握と評価。
- ・ 感染症・衛生管理に関する基礎知識に基づいた研修の実施（年 2 回以上）

(2) 職員研修の実施

感染対策の基礎知識の普及・啓発のため、感染症対策委員会の企画により以下の研修を実施する。

- 新規採用者研修：新任研修において感染対策の基本知識に関する教育を行う。
- 定例研修：感染対策に関する定期的な研修を年 1 回以上実施する。
- 外部研修：外部で実施される研修会へ積極的に参加する。

3. 予防（平常時の対応）

(1) 施設内の衛生管理と介護・看護の対策

- 衛生管理：施設内の衛生保持に努める。手洗い場、汚物処理室の整備・充実に努めるとともに、日頃から整理整頓を心がけ、換気、清掃、消毒を定期的実施する。
- 介護・看護：職員は手洗いうがいを徹底し、常時マスクを着用する。血液・体液・排泄物等を扱う場面では細心の注意を払い、適切な方法で処理する。

(2) 日常の観察と異常症状

ご利用者の体の動きや声の調子、体調などについて常に注意深く観察すること。以下の異常症状を発見した際は、速やかにご家族等に連絡し、主治医等の病院受診を勧める。

- ぐったりしている、意識がはっきりしない、呼吸がおかしいなど全身状態が悪い。
- 嘔吐、発熱、腹痛、下痢等がある。
- 咳、咽頭痛、鼻水、痰の絡んだ咳がひどい。
- 赤い発疹等の皮膚の異常がある。

(3) 来訪者対応

来訪者がある場合は、以下の事項を実施した上で入室を許可する。

- マスク着用の確認。
- 手指消毒と検温。
- 検温結果を来訪者名簿に記入。

4. 感染症等発生時の対応プロトコル

感染症等が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合は、以下の手順に従い速やかに対応し、感染拡大の防止に努める。

(1) 発生状況の把握と報告

1. 職員：ご利用者、ご家族、または職員に感染症の疑いが発生した際は、速やかに施設長に報告し、症状の詳細や接触者の状況把握に努める。

2. 施設長：報告を受けたら、直ちに適切な指示を出し対処する。

(2) 感染拡大の防止措置

- 職員はマスク着用、手洗いうがい、手指消毒を徹底し、感染を拡大させないように細心の注意を払う。
- ご利用者やご家族が感染（疑いを含む）した場合は、担当職員は速やかに主治医または医療機関に相談し、指示を仰ぐ。
- 必要に応じて、協力病院や保健所に連絡し、技術的な応援依頼及び指示を受ける。

(3) 関係機関との連携

感染症が発生した場合は、以下の関係機関等に報告・相談し、緊密な連携を図る。

- 名戸ヶ谷病院
- 名戸ヶ谷あびこ病院
- 柏保健所
- 行政機関等

5. 指針の閲覧と施行日

この指針は、施設内に掲示するとともに、ホームページに掲載し、閲覧することができる。

附則：この指針は、令和 6 年 2 月 1 日から施行します。